

京北病院が果たす機能の在り方検討会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が定める地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）第4期中期目標及び、機構が定める第4期中期計画に掲げる京都市立京北病院（以下「京北病院」という。）が果たす機能の在り方を検討するため、京北病院が果たす機能の在り方検討会（以下「検討会」という。）の開催及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について取り扱う。

- (1) 「京北病院が果たす機能の在り方方針」原案の取りまとめ
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 検討会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。

- (1) 地域医療に関し優れた識見を有する者
- (2) 病院経営に関し優れた識見を有する者
- (3) 介護分野に関し優れた識見を有する者
- (4) 京北地域のまちづくり組織の代表者
- (5) 京北地域の医療・介護・福祉に関し優れた識見を有する者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から1年とする。ただし、検討状況によって延長する場合もある。

(座長)

第5条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員のうちから市長が指名する。
- 3 座長は、検討会の進行を行う。
- 4 座長に事故がある場合に備え、市長はあらかじめ座長の代理者を指名することができる。

(会議)

第6条 検討会は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、第3条各号に掲げる者以外の者を検討会に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 3 検討会は、原則として公開とする。ただし、市長が必要と認める場合は、京都市情報公開条例に基づき非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課に置く。

- 2 検討会の運営に当たっては、機構と連携する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、医療衛生推進室長が定める。

附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。